

中国における木材関連事業者による 木材合法性確認の実施状況（日本語版）

ITTO プロジェクト PP-A/56-342B

“Analysis of Timber Legality Assurance Systems
and Good Practices in China and Viet Nam for Sustainable Timber Trade”

レポート作成者

鮫島 弘光, IGES

中国における木材関連事業者による木材合法性確認の実施状況

引用方法： 鮫島弘光. 2023. 中国における木材関連事業者による木材合法性確認の実施状況. 国際熱帯木材機関 (ITTO) 報告書. 地球環境戦略研究機関 (IGES)

本報告書は、日本政府が資金提供を行った国際熱帯木材機関 (ITTO) の事業「Analysis of Timber Legality Assurance Systems and Good Practices in China and Viet Nam for Sustainable Timber Trade」において作成されました。本版は、「Status of Timber Legality Verification by Business Entities in China」の日本語訳になります。

プロジェクト実施機関： 地球環境戦略研究機関 (IGES)

プロジェクトナンバー： PP-A/56-342B

プロジェクト実施期間： 2021年2月～2023年3月

公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES) は、「地球環境戦略研究機関設立憲章」の趣旨を踏まえ、新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究 (戦略研究) を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的とし、1998年3月に日本政府のイニシアティブと神奈川県 の支援により設立されました。 <https://www.iges.or.jp/en>

国際熱帯木材機関 (ITTO) は、熱帯林資源の保全と持続可能な管理、利用、取引を促進する政府間組織です。ITTO のメンバーは、世界の熱帯林の大部分と世界の熱帯木材貿易を代表しています。ITTO は、持続可能な森林管理と森林保全を促進するために、国際的に合意された政策文書を作成し、熱帯の加盟国がその政策を地域の状況に適應させ、プロジェクトを通じて現地で実施することを支援します。さらに、ITTO は熱帯木材の生産と貿易に関するデータを収集、分析、普及し、コミュニティと産業の両方のスケールで持続可能な森林産業の発展を目指したプロジェクトやその他の行動に資金を提供しています。1987年の発足以来、ITTO は1000以上のプロジェクト、プレプロジェクト、活動に4億米ドル以上資金を提供しました。すべてのプロジェクトは任意拠出金を財源にしており、現在までの主な拠出は日本とアメリカ合衆国の政府によって行われています。

© ITTO 2023

本作品は著作権で保護されています。ITTO、日本政府農林水産省及びIGESのロゴを除き、本書中の図版および文字情報は、販売または商業利用されず、出典を明記することを条件に、その全部または一部を複製することができます。

免責事項

本書で使用されている呼称および資料の提示は、いかなる国、地域、都市、またはその当局の法的地位、あるいはその境界線の画定に関するいかなる意見の表明を意味するものではありません。

本報告書の内容は著者個人の責任であり、いかなる場合においても ITTO、日本政府農林水産省及び IGES の立場を反映したものではありません。

目次

摘要	1
1. はじめに	2
2. 調査方法	3
3. 結果	5
3.1. 事業者の特性	5
3.1.1. 事業者の所在地	5
3.1.2. 事業者の所有形態	6
3.1.3. 創立年	6
3.1.4. 従業員人数	7
3.1.5. 資本金額	8
3.1.6. 売上金額	8
3.1.7. 主な事業内容	9
3.1.8. 加入している業界団体	9
3.2. 合法性確認の体制	10
3.2.1. 木材の合法性と持続可能性に関するデュエデリジェンスシステム	10
3.2.2. 出入庫台帳	11
3.3. 木材・木材製品の調達・販売	11
3.3.1. 調達している木材・木材製品	11
3.3.2. 輸入材の調達方法	15
3.3.3. 木材・木材製品の販売先	16
3.3.4. 木材・木材製品の調達・販売パターンのおまとめ	17
3.4. 合法性確認	18
3.4.1. 調達先に対する合法性証明の要求	18
3.4.2. 合法性証明を得られた割合	18
3.4.3. 合法性証明を得る理由	19
3.4.4. 合法性証明として調達先に要求している書類	21
3.4.5. 合法性証明を得る上での困難	22
3.4.6. 伐採時の合法性又は持続可能性を確保するために行っている措置	24
3.5. 販売時の合法性証明の提供	26
3.6. その他	26
3.6.1. 今後の見通し	26
3.6.2. 合法性や持続可能性に対する顧客からの要求に対する意見	27
4. 考察	27

謝辞	29
引用文献	30
付属資料	31
付属資料 1 第 1 期の質問票	31
付属資料 2 第 2 期の質問票	41

摘要

中国では従来、欧米への輸出事業者を中心に、調達する木材の合法性確認が自主的に行われていたが、2019年の森林法改正によって、違法伐採されたことが明らかな木材の調達、加工、輸送は全て禁止され、違反した場合は罰則が科されることになった。このような状況の中で、現在の中国の木材関連事業者の合法性確認の状況を把握するため、72木材関連事業者に対してヒアリング調査を行った。

ほぼすべての事業者が、合法性に関するデューデリジェンスシステムや出入庫台帳を構築済みで、調達先への合法性証明書類の要求も行っていると回答した。また、半数近い事業者は調達量の全量について合法性証明書類を取得したと回答したが、その割合は輸入材／国産材、海外市場販売事業者／国内市場販売事業者で大きな違いはなかった。また輸入材、国産材共に、調達先から合法性証明書類を取得する理由として改正森林法などの国内法規を挙げる事業者が最も多かった。このことから2022年現在、中国国内の法規が事業者に合法性確認をさせている最大の要因となっていると考えられた。

この結果から、中国からの木材製品輸入事業者は、調達先が、木材の種類（輸入材／国産材）や主な販売先（国内／海外）によらず、改正森林法等によって違法伐採木材を取り扱わない義務を負っていることを前提に交渉できると考えられた。また、調達先が改正森林法第65条に対応した合法性確認をどう行っているかを確認することで、追加的なコストを抑え、効率的に合法性確認を行うことが可能と考えられた。一方、中国政府や事業者は、どのような品目や樹種についてどのような合法性の基準を満たしていることを要求するか、（販売先ではなく）自らの基準（例：中国への木材安定供給）で優先順位をつけて取り組んでいく可能性が高いと考えられるため、自社の基準と中国の調達先の基準に違いはないか、あるとすればどのような点かの確認が重要である。

また、輸入材、国産材共に、6-7割の事業者は合法性証明を得る上で困難に感じており、そのため多くの事業者は調達先の変更、サプライチェーンの上流への投資などによって合法性の確保を達成しようとしていた。この結果から、中国からの木材製品輸入において、合法性証明がある木材を調達することは必ずしも容易ではないが、調達先の事業者の状況を把握し、必要であればその合法性確保の努力をサポートすることにより、合法性の確保された木材の持続的な調達が可能になると考えられた。

1. はじめに

過去数十年にわたり、持続可能な森林経営の促進のため、木材消費国における違法伐採木材対策の取組が進められてきた。2008年に米国はレイシー法を改正し、2010年にEUはEU木材規則を導入、2012年にオーストラリアは違法伐採禁止法を制定した。また2016年には日本もクリーンウッド法¹を制定、2017年に韓国が木材の持続可能な利用に関する法律を改正した。

近年中国は世界の木材・木材製品貿易のハブとなりつつあるが、中国から輸入する木材・木材製品に違法伐採由来のものが混じっていないか、欧米において注視されてきた。環境NGOのEIAは、アフリカ、ミャンマー、ロシア等から違法伐採材が中国に輸入されているというレポートを公表している（EIA 2013, 2015, 2022）。米国では2015年に、中国からフローリング材を輸入していた建材流通事業者に対し、ロシアで違法に伐採されたオーク材を英国産オーク材と虚偽表示をして輸入したとしてレイシー法違反による重罪判決が下された²。英国の国家計量庁は国内の13事業者が中国から輸入した合板の樹種分析を行い、9事業者の輸入した合板の樹種表示が誤りであることを示した（Pillet & Sawyey 2015）。英国の業界団体木材貿易連盟（TTF）はこれを受け、中国から輸入する木材・木材製品に対する合法性確認（デューデリジェンス）の事例をメンバーに提供している（Timber Trade Federation 2020）。

木材・木材製品を欧米へ輸出してきた中国の木材関連事業者は、これら海外市場の変化に対応してきた。徐ら（2014）は中国の木材関連事業者等に対してアンケート調査、ヒアリング調査を行った（有効回答数296）が、半数近い木材関連事業者が米国レイシー法、EU木材規則など海外の環境配慮調達政策を把握し、31%の事業者は自社がその影響を受けると考えていることを示した。83%の事業者はすでに、その顧客の一部又は多数から合法性証明（67%は森林認証）を要求されており、63%の事業者は森林認証によって対応していた。また29%の事業者は環境に配慮した自社の調達方針を持ち、27%の事業者はサプライチェーン管理システムを構築していた。一方でRoe（2015）も2013-2014年に開催された見本市において、中国の262事業者、ベトナムの134事業者に対し、欧米の規制に対する認知やその対応を質問したが、その結果、違法材の排除に努め主に海外市場で販売する事業者と、そのような努力を行わず、国内を含め規制がない市場で販売する事業者への二分化が進んでしまう懸念を示した。Luら（2014）も2013年に中国の225木材関連事業者に質問票調査を行い、レイシー法に対応でき

¹ 正式名称は「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」

² <https://www.justice.gov/opa/pr/lumber-liquidators-inc-sentenced-illegal-importation-hardwood-and-related-environmental>

ない事業者は米国から中国国内へ販売先を変化させたこと、米国向け輸出は米国産材を原材料とする事業者が増加したことを示している。

一方中国政府自身や木材関連の業界団体も、国内の木材関連事業者の合法性確認の取組を促進してきた。2010年代以降、海外の援助機関とも協力し、アフリカに進出した中国の木材関連事業者は伐採国の法順守が促され（Cookら2018）、また中国の事業者向けのDDガイドラインが作成されている。中国政府は2019年に森林法を改正（施行は2020年7月1日から）し、その新規に加えられた第65条において、違法に伐採されたことが明らかな木材の調達、加工、輸送を禁止した。これは販売先が海外、国内を問わず、全ての木材が対象となる。

本調査は、改正森林法の施行から2年経過した状況の中で、中国の木材関連事業者がどの程度、どのように合法性確認を行っているのか、そのインセンティブは何かを明らかにすることを目的に実施した。中国の木材関連事業者にとって依然として欧米の調達先からの要求が合法性証明書類を取得する最大の理由であるとすれば、主に国内市場に販売している事業者よりも海外市場に販売している事業者の方が、より合法性証明書類を取得している、つまりRoe

（2015）の示唆した木材関連事業者の二分化が進行していると予想される。一方、多くの事業者が改正中国森林法に対応して合法性証明書類を取得しているのであれば、そのような二分化は生じていないと予想される。

また改正森林法が禁止している違法に伐採された木材の取り扱い、国産材のみを対象とするのか、輸入材も同様に対象とするのか、明確ではない。このためいくつかのNGOは輸入材も対象とすることをより明確にすべきという提言を行った³。実際に中国の事業者が輸入材、国産材で合法性の確認を行っている程度を比較することによって、中国の事業者自身がどのように判断し、行動しているかも明らかにしようとした。

2. 調査方法

中国木材・木材製品流通協会（中国木材与木制品流通協会、China Timber & Wood Products Distribution Association: CTWPDA）の協力のもと、2022年3月～11月に、72木材関連事業者に対するヒアリング調査を行った（表1）。ヒアリングは第1期（2022年3～4月、35社）、第2期（2022年10～11月、37社）の2回の時期に実施した。第1期のヒアリングは中国木材・木材製品流通協会の加盟企業を中心にヒアリング先を選定した。第2期は、日本農

³ 例えば EIA<<https://us.eia.org/blog/20200708-chinas-new-approach-in-updated-forest-law/>>

林規格（Japanese Agricultural Standards：JAS）林産物外国認証事業者一覧⁴に掲載されている89 認証事業者（2021 年）の中から選定した。JAS 認証は日本への輸出のために取得される認証のため、選定事業者の大部分は日本への輸出を行っていた。

事業者に対するヒアリングのため、中国木材・木材製品流通協会の協力のもとに質問票（Appendix 参照）を作成した。第1期と第2期で質問票は多少異なった。これは第1期で一部の質問が理解しにくいことが分かったため改善したことによる。質問票を用いたヒアリングは中国木材・木材製品流通協会のスタッフによって行われ、著者自身は参加しなかった。新型コロナ下の状況のため、ほとんどの聞き取りはSNS または電話で行われた。第1期と第2期で主にヒアリングを行った中国木材・木材製品流通協会のスタッフは異なった。

本事業におけるヒアリングを受けるかどうかは事業者の任意であったため、ヒアリングを受けた事業者は受けなかった事業者よりも、合法性確認についての知見があり、自社の取組について自信がある事業者であったと思われる。このため、本事業で示す結果は、中国の木材関連事業者の平均的な状況を示すわけでは必ずしもないことに注意が必要である。

表1 ヒアリング対象事業者

期間	ヒアリング期間	ヒアリング事業者数	対象企業の選定方法	方法
第1期	2022/3/24-4/29	35	主に CWTPDA のメンバーから選出	SNS のみ：18 SNS+電話：8 電話のみ：8
第2期	2022/10/10-11/16	37	主に JAS 認証事業者から選出	SNS のみ：2 SNS+電話：23 電話のみ：4 直接訪問：9
合計		72		SNS のみ：20 SNS+電話：31 電話のみ：12 直接訪問：9

⁴ https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/

3. 結果

3.1. 事業者の特性

3.1.1. 事業者の所在地

ヒアリングを行った 72 事業者は 15 の省級行政区に所在した（表 2）。第 1 期の 35 事業者は 12 省級行政区、第 2 期の 37 事業者は 8 省級行政区に所在した。事業者数が最も多かったのが江蘇省（26 事業者）で、特に第 2 期の事業者の 57% を占めた（21 事業者）。第 1 期ではその他、北京、上海、山東、広東省に所在する事業者が多かった一方、第 2 期では遼寧、浙江、山東省に所在する事業者が多かった。

表 2 省級行政区ごとの事業者数

	第 1 期	第 2 期	合計
北京	4	0	4
天津	1	0	1
河北	0	2	2
山西	0	0	0
内モンゴ	0	0	0
遼寧	0	3	3
吉林	0	0	0
黒竜江	3	0	3
上海	4	1	5
江蘇	5	21	26
浙江	1	4	5
安徽	0	0	0
福建	0	0	0
江西	0	0	0
山東	5	4	9
河南	0	1	1
湖北	1	0	1
湖南	0	0	0
広東	6	0	6
広西	2	1	3

海南	0	0	0
重慶	2	0	2
四川	0	0	0
貴州	0	0	0
雲南	0	0	0
西藏	0	0	0
陝西	0	0	0
甘肅	0	0	0
青海	1	0	1
寧夏	0	0	0
新疆	0	0	0
合計	35	37	72

3.1.2. 事業者の所有形態

ヒアリングを行った 72 事業者のうち、私営企業は 55 事業者、国有企業は 10 事業者、個人事業主は 7 事業者であった（表 3）。私営企業のうち、外資との合弁は 3 事業者で、2 事業者は米国資本との合弁、1 事業者は台湾/香港/マカオ資本との合弁であった。国有企業は全て第 1 期のヒアリング先に含まれ、個人事業主は第 2 期で多かった。

表 3 所有形態ごとの事業者数

	国有企業	私営企業（うち外資との合弁）	個人事業主	合計
第 1 期	10	24 (0)	1	35
第 2 期	0	31 (3)	6	37
合計	10	55 (3)	7	72

3.1.3. 創立年

ヒアリングを行った 72 事業者の創立年は 1981 年～2021 年であった（図 1）。大部分の事業者は 1990 年代後半から 2010 年代に創立された。第 1 期、第 2 期で大きな違いはなかった。

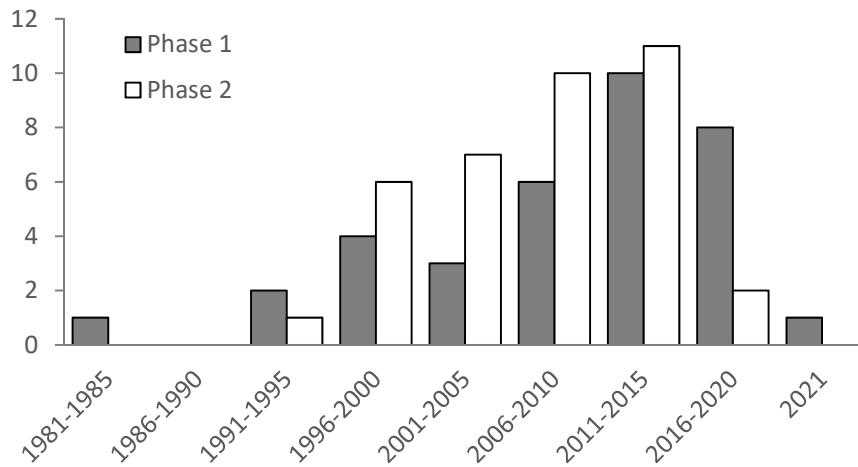


図1 創設年代別事業者数

3.1.4. 従業員人数

ヒアリングを行った全72事業者が従業員数について回答した(図2)。その分布は6-4158人であった。全体としては101-500人規模の事業者が多かったが、第1期の方が第2期よりも従業員数が少ない事業者数が多く、11-50人規模の事業者が最も多かった。

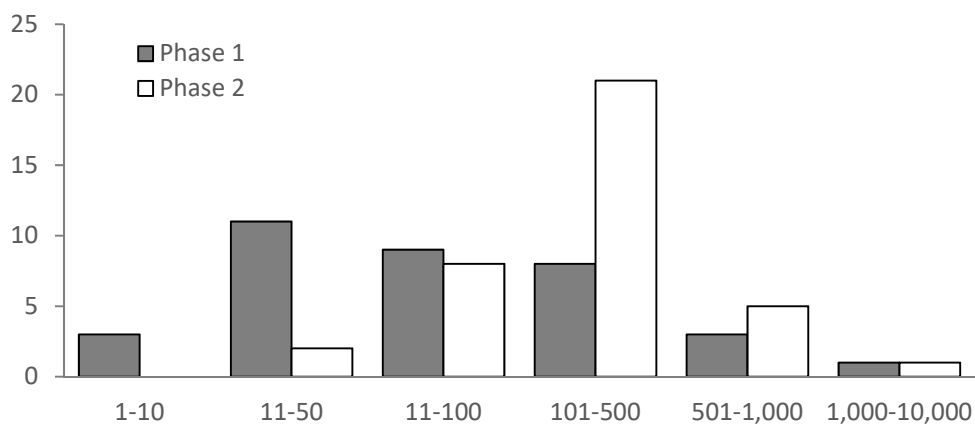


図2 従業員人数別事業者数

3.1.5. 資本金額

ヒアリングを行った 72 事業者のうち、71 事業者が資本金について回答した（図 3）。その分布は 30 万～121,049 万人民币元であった。第 1 期、第 2 期ともに、1,000 万～10,000 万人民币元の事業者が最も多かったが、第 2 期では 100 万～500 万人民币元の小規模な事業者も多かった。

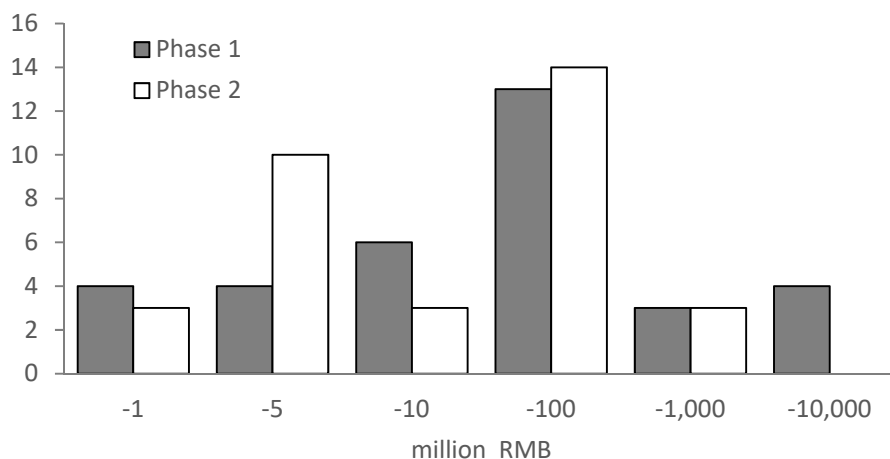


図 3 資本金額別事業者数

3.1.6. 売上金額

ヒアリングを行った 72 事業者の全てが 2021 年の売上金額について回答した（図 4）。全体の売上金額とは別に木材・木材製品だけの売上金額についても回答があった場合は、後者の金額のみを分析対象とした。売上金額の分布は 2000 万～94.26 億人民币元であった。全体的には売上高 1～5 億人民币元の実業者が多かったが、第 1 期の方が第 2 期よりも売上金額の大きい事業者が多かった。第 1 期は売上高 10～50 億人民币元の実業者が 34%（12 事業者）を占める一方、第 2 期は売上高 5 億円以下の事業者が 86%（32 事業者）を占めた。

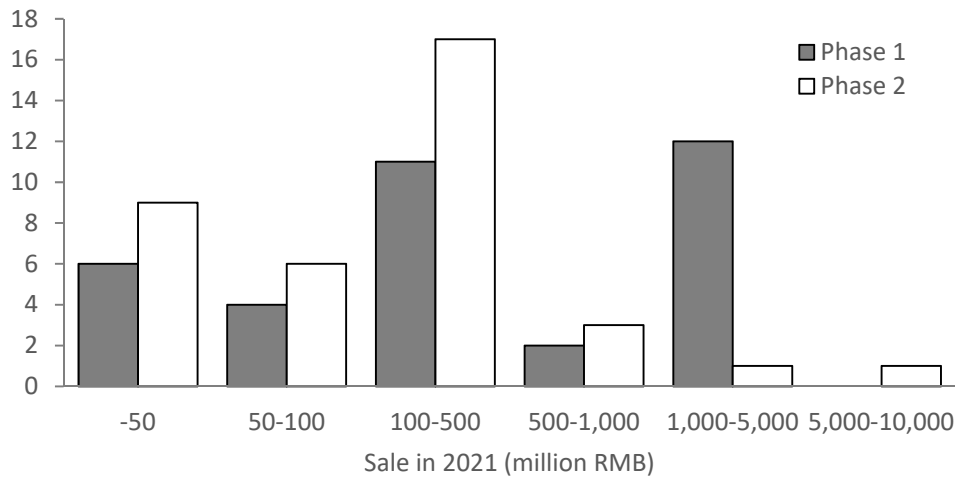


図4 2021年の売上金額別事業者数

3.1.7. 主な事業内容

第1期の事業者は様々な事業内容の事業者を含んだ。貿易を含めた木材流通は24事業者（一部は加工も行っている可能性あり）が、木材加工は17事業者（うち家具製造は2）が行っていた。8事業者は両方を行っていた。

一方、JAS認定事業者を主な対象とした第2期の事業者の大部分は、合板（20事業者）、LVL（12）、フローリング（10）の製造事業を行っており、この3品目のいずれの製造も行っていない事業者は1事業者に過ぎなかった。他には集成材（2）、ドア（2）、家具（1）などを製造している事業者があった。

3.1.8. 加入している業界団体

ヒアリングを行った72事業者から加入している業界団体についての回答を得た。第1期の35事業者は全て何らかの業界団体に加入していたが、第2期の37事業者中、21事業者はいかなる業界団体にも加入していなかった。

中国木材・木材製品流通協会の加盟事業者を中心にヒアリングを行った第1期では35事業者中33事業者が同協会の会員であった一方、第2期では6事業者が会員であった。全国的な

組織としては他、中国林産工業協会⁵（3 事業者）、中国物流購買連盟パレット専門部会⁶（3）、中国木材保護工業協会⁷（2）、木材パレット協会⁸（1）、中華全国工商業連合会⁹（1）への加入事業者があった。

他は省レベルの業界団体（湖北省林業産業促進会¹⁰、広東省木材協会¹¹、河北省木材製品家具オーダーメイド業界協会¹²、天津包装協会¹³）、県レベルの業界団体（臨沂木材工業協会¹⁴、東莞梅州商会¹⁵、仏山平原商会¹⁶、順徳木工商会¹⁷、東莞名家具協会¹⁸、宿遷市人工板産業協会¹⁹（4）、宿遷市木材産業協会²⁰、新郷市人工板産業協会²¹、湖州南順区フローリング協会²²、灌南县南県木材加工協会²³）への加盟があった。

3.2. 合法性確認の体制

3.2.1. 木材の合法性と持続可能性に関するデューデリジェンスシステム

72 事業者中、第 1 期の 2 事業者を除く 70 事業者が、「木材の合法性と持続可能性に関するデューデリジェンスシステムを持ち、顧客に関連情報を提供している」と回答した。そのうち

⁵ 中国林産工業協会

⁶ 中国物流与采购联合会托盘专业委员会

⁷ 中国木材保護工業協会

⁸ 木托盘協会

⁹ 中華全国工商業連合会

¹⁰ 湖北省林業産業促進会

¹¹ 广东省木材協会

¹² 河北省木製品家居定制行业协会

¹³ 天津包装協会

¹⁴ 臨沂木業協会

¹⁵ 東莞梅州商会

¹⁶ 佛山平遠商会

¹⁷ 順徳木業商会

¹⁸ 東莞名家具協会

¹⁹ 宿遷市人造板行业协会

²⁰ 宿遷市木材行业协会

²¹ 新郷市人造板行业协会

²² 湖州南潯区地板協会

²³ 灌南县木材加工協会

24 事業者は購買部門、2 事業者は社長、1 事業者はリスク管理部がその責任を負っていると回答した。

3.2.2. 出入庫台帳

2019 年に改正された森林法では、輸送許可、加工許可の制度を廃止した一方、すべての木材流通・加工事業者に対し出入庫台帳を作成することを要求している。これについて、72 事業者中、第 1 期の 2 事業者を除く 70 事業者がすでに出入庫台帳を持っていると回答した。またこのうち 66 事業者は、出入庫台帳の中に木材の合法性に関連する情報も含んでいると回答した。

3.3. 木材・木材製品の調達・販売

3.3.1. 調達している木材・木材製品

回答を得た 72 事業者中、52 事業者は輸入材を、35 事業者は国産材を調達していた（表 4）。15 事業者はその双方を調達していた。輸入材の産地は 52 事業者の全てが回答したが、その主な産地は、NZ、ロシア、米国、カナダ、EU であった（表 5）。針葉樹は NZ、ロシア、カナダ、EU、南米などから、広葉樹は、米国、アフリカなどから輸入されていた。日本からも 7 事業者がスギの輸入を行っていた。

国産材の産地は 30 事業者が回答した（表 6）。ヒアリングを行った事業者が多い江蘇、山東省を回答した事業者が多かったが、吉林、四川、陝西、甘肅省など、ヒアリングを行った事業者の所在地とは異なった省からの調達も回答された。ポプラ（6 省、主に華北）、ユーカリ（5 省、主に華中・華南）が多くの省から調達されていた。

第 1 期と第 2 期で主な調達先は異なっていた。第 1 期では回答のあった 35 事業者中、33 事業者は輸入材を調達し、2 事業者は国産材を調達していた。両方を使用している事業者はなかった。輸入材の産地はアフリカ、南米、パプアニューギニア、ソロモン諸島など多岐に渡った。一方、第 2 期では回答のあった 37 事業者中、19 事業者は輸入材を調達し、33 事業者は国産材を調達していた。15 事業者は輸入材と国産材の両方を調達していた。輸入材を調達していた 19 事業者の 63%（12 事業者）は NZ 産ラジアータパインを調達していた。ロシア及びアフ

リカ諸国は違法伐採リスクが高いと評価されていることが多い²⁴が、事業内容（3.1.7節）で見ると、ロシア材を調達しているのは合板やLVL製造事業者で、アフリカ材を調達しているのはフローリングや集成材製造事業者であった。

- NZ（12事業者）：ラジアータパイン製材、単板、原木
- ロシア（4事業者）：カラマツ製材、原木、単板
- アフリカ諸国（ガボン、カメルーン、モザンビーク）（4事業者）：オカン（*Cylicodiscus gabunensis*）、アユース（*Triplochiton scleroxylon*）、サペリ（*Entandrophragma cylindricum*）、アフゼリア（*Afzelia bipindensis*、*A. pachyloba*）、アサメラ（*Pericopsis elata*）、メルバウ（*Intsia bijuga*）
- 米国（3事業者）：ブラックウォールナット、アメリカンチェリー
- タイ（2事業者）ゴム

表4 調達した木材（輸入材／国産材）別の事業者数

	輸入材のみ	輸入材・国産材	国産材のみ	合計
第1期	33	0	2	35
第2期	4	15	18	37
合計	37	15	20	72

表5 調達した輸入材の原産国別事業者数（複数回答可）

輸入材の原産国	第1期	第2期	樹種
NZ	10	12	輻射松（ラジアータパイン）
Russia	13	4	樟子松（ヨーロッパアカマツ） 落叶松（ロシアカラマツ） 白松（？） 楊木（ポプラ） 樺木（カバ） 柞木（ナラ）

²⁴ 例えば Preferred by Nature <<https://preferredbynature.org/sourcinghub/timber>>, Chatham House <<https://forestgovernance.chathamhouse.org/>>

USA	10	3	南方松 (サザンイエローパイン：ダイオウショウ <i>Pinus palustris</i> , スラッシュマツ <i>P. elliotii</i> , エキナ タマツ <i>P. echinate</i> , テーダマツ <i>P. taeda</i> の総称) 花旗松 (ベイマツ、 <i>Pseudotsuga menziesii</i>) 鉄杉 (ベイツガ、 <i>Tsuga spp.</i>) 黒胡桃 (ブラックウォールナット) 櫻桃 (アメリカンチェリー) 紅橡 (レッドオーク) 白橡 (ホワイトオーク) 黄楊 (ユリノキ、 <i>Liriodendron tulipifera</i>) 白蜡 (メープル?)
Canada	12		南方松 花旗松 鉄杉 SPF
EU (Germany, France, Sweden, Finland, Croatia etc.)	9	1	云杉 (トウヒ、 <i>Picea spp.</i>) 樟子松 赤松 白橡 榉木 (ヨーロッパブナ)
Africa (Cameroon, Gabon, Liberia, Mozambique, Madagascar etc.) *	5	4	奥坎 (オカン、 <i>Cylicodiscus gabunensis</i>) 阿尤斯 (アユース、 <i>Triplochiton scleroxylon</i>) 沙比利 (サペリ、 <i>Entandrophragma cylindricum</i>) 緬茄木 (アフゼリア、 <i>Azelia bipindensis</i> 、 <i>A. pachyloba</i>) 緑柄桑 (ダホマ、 <i>Piptadeniastrum africanum</i>) 非洲柚木 (アサメラ、 <i>Pericopsis elata</i>) 菠萝格 (メルバウ、 <i>Intsia bijuga</i>) 小斑马 (ゼブラノ、 <i>Microberliniac brazzavillensis</i>) 奥古曼 (オクメ、 <i>Aucoumea klaineana</i>)
Japan	6	1	柳杉 (スギ)
Ukraine, Belarus	6		白松 云杉

			赤松 樟子松 落叶松
Brazil	6		火炬松 (テーダマツ、 <i>Pinus taeda</i>) 湿地松 (スラッシュマツ、 <i>Pinus elliottii</i>)
Chile	6		湿地松/火炬松 辐射松
Thailand	2	2	橡胶木 (ゴムノキ)
Uruguay	2		火炬松
Colombia, Venezuela	2		松木 (<i>Pinus spp.</i>) 香柏木 (Ceder) 肉豆蔻 (ニクズク、 <i>Myristica fragrans</i>)
PNG, Solomon Is.	2		唐木 (<i>Pometia spp.</i>) 桉木 (ユーカリ)
South Africa	1		松木
Philippines	1		奥古曼
合計	33	18	

*：南アフリカを除く

表 6 調達した国産材の産地別事業者数 (複数回答可)

省級行政区	事業者数	樹種
北京	0	
天津	0	
河北	1	桦木 (カバ)、杨木 (ポプラ)
山西	0	
内蒙古	1	樟子松/赤松 (ヨーロッパアカマツ)
辽宁	0	
吉林	2	桦木、水曲柳 (ヤチダモ)、榆树 (ニレ)、松木 (マツ)
黑龙江	1	云杉 (チュウゴクスプルス、 <i>Picea asperata</i>)
上海	0	
江苏	18	桐木 (キリ)、杨木、桉木、桦木、水曲柳、松木
浙江	1	杨木、桉木
安徽	0	

福建	0	
江西	1	楊木、桉木
山東	9	楊木、樺木、松木
河南	2	楊木
湖北	0	
湖南	0	
廣東	0	
廣西	4	桉木
海南	0	
重慶	0	
四川	2	桉木
貴州	0	
雲南	0	
西藏	0	
陝西	1	云杉
甘肅	1	云杉
青海	0	
寧夏	0	
新疆	0	

この他に産地を特定しない樹種として、栎木／橡木／柞木（ナラ）、柚木（チーク）、楓木（メープル）、竹木が挙げられた。

3.3.2. 輸入材の調達方法

輸入材を調達方法について51事業者から回答を得た（表7）。37事業者は自社で海外から直接輸入していた一方、15事業者は中国国内の他社から輸入材を調達していた。1事業者は、ラジアータパインについては海外から直接輸入、ゴム材に関しては中国国内の他社から調達していた。直接輸入を行っている37事業者のうち4事業者は自社の海外の子会社から輸入を行っていた。一方、中国国内の他社から輸入材を調達している15事業者のうち8事業者は実際に輸入を行った事業者を把握していなかった。把握していない理由として、以下の回答があった。

- 情報不足（4事業者）
- 調達先は自社を迂回して取引されるのを恐れるため、供給源を共有することに消極的（2）

- サプライチェーンが長すぎるため (1)

表7 輸入材の調達方法（複数回答可）

	直接輸入		中国国内の他社から調達		合計
	海外の子会社から 輸入	海外の他社から 輸入	中国への輸入事業 者を把握	把握していない	
第1期	3	23	4	2	32
第2期	1	10	3	6	19
合計	4	33	7	8	51

*:第2期の1事業者は、海外の他社と国内の他社の両方 other から調達

3.3.3. 木材・木材製品の販売先

回答を得た72事業者中、30事業者は国内市場のみ、13事業者は海外市場のみ、29事業者はその双方で販売を行っていた（表8）。第1期では主に国内市場に販売している事業者が多い一方、第2期では海外、特に日本市場に輸出している事業者が多かった。

第1期の35事業者の中では28事業者が国内市場のみで販売を行っていた。海外市場へ販売している事業者は7事業者のみであった。日本に輸出している事業者はいなかった。一方、JAS認定事業者を中心にヒアリングを行った第2期の37事業者の中で国内市場のみで販売を行っているのは2事業者にすぎず、35事業者は海外へ輸出していた。そのすべては日本のみ、若しくは日本及びその他の国へ輸出を行っており、日本以外の国のみに輸出している事業者はいなかった。

輸出を行っていた42事業者のうち、41事業者が輸出先を回答したが、日本（35事業者）以外に多かった輸出先は、米国（18）、英国を含む欧州（14）、オーストラリア（13）であった。その他、韓国（7）、東南アジア（5）、中東（2）、カナダ（2）、NZ（1）、台湾（1）に輸出されていた。

表 8 木材・木材製品の販売先

	国内市場のみ	国内・海外市場	海外市場のみ
第 1 期	28	4	3
第 2 期	2	25	10
合計	30	29	13

3.3.4. 木材・木材製品の調達・販売パターンのまとめ

調達している木材の種類および販売先の組み合わせごとの事業者数を整理すると、第 1 期では輸入材のみを調達し、国内市場のみで販売している事業者が 74% (26 事業者) を占め (表 9)、第 2 期では国産材を調達し (一部は輸入材も)、国内・海外市場双方へ販売している (一部は海外市場のみ) 事業者が 86% (32 事業者) を占め (表 10)、両者のパターンは対照的であった。

表 9 第 1 期における調達している木材の種類と販売先の市場ごとの数 (総事業者数 35)

	国内市場のみ	国内・海外市場	海外市場のみ
輸入材のみ	26	4	3
輸入材・国産材			
国産材のみ	2		

表 10 第 2 期における調達している木材の種類と販売先の市場ごとの数 (総事業者数 37)

	国内市場のみ	国内・海外市場	海外市場のみ
輸入材のみ	1	2	1
輸入材・国産材	1	10	4
国産材のみ		13	5

3.4. 合法性確認

3.4.1. 調達先に対する合法性証明の要求

第2期で、調達先に合法性や持続可能性に関する書類の提供を求めているか質問したところ、輸入材を調達している18事業者、国産材を調達している31事業者の全てが要求していると回答した。

第1期では同様の質問はしなかったが。調達量の一部にのみ合法性証明を得たと回答した(3.3.2節)1事業者が、その理由として、書類がなくても違法伐採に係るリスクは極めて少ないと考えているためと回答した。

3.4.2. 合法性証明を得られた割合

合法性証明を得られた輸入材の割合については51事業者から回答を得た(表11)。28事業者(55%)は調達量の全量に対して合法性証明を得たと回答し、23事業者は一部についてのみ得たと回答した。全く入手できなかったと回答した事業者はいなかった。

合法性証明を得られた国産材の割合については32事業者から回答を得た。16事業者(50%)は調達量の全量に対して合法性証明を得たと回答し、16事業者は一部についてのみ得たと回答した。

表11 調達した輸入材のうち、合法性証明を得られた割合

	全量	一部	合計
第1期	14	19	33
第2期	14	4	18
合計	28	23	51

表12 調達した国産材のうち、合法性証明を得られた割合

	全量	一部	合計
第1期	0	2	2
第2期	16	14	30
合計	16	16	32

販売先の異なる事業者別でみると、輸入材について、海外市場に売している事業者の方が合法性証明を全量について得ている割合がやや多かった（表 13）。しかし有意な差ではなかった（カイ二乗検定、 $p < 0.05$ ）。

表 13 調達した輸入材のうち、合法性証明を得られた割合別事業者数（事業者の販売先別）

販売先	全量	一部	合計
国内市場のみ	12	15	29
国内・海外市場	12	5	17
海外市場のみ	4	3	7
合計	28	25	53

表 14 調達した国産材のうち、合法性証明を得られた割合別事業者数（事業者の販売先別）

	全量	一部	合計
国内市場	0	2	2
国内・海外市場	12	9	21
海外市場	4	5	9
合計	16	16	32

3.4.3. 合法性証明を得る理由

輸入材の合法性証明を取得する理由について、51 事業者から回答を得た（表 15）。最も回答が多かった理由は森林法等中国自身の法規（20 事業者、39%）で、海外市場でのマーケティングのため（16）、国内外の販売先からの要求（15）がこれに続いた。その他の理由としては、経営上の理由、調達の際に基本的に必要な手続きだから、という回答があった。国内外の販売先からの要求と回答した事業者のうち 10 事業者は、国内の事業者からの要望か、国外の事業者からの要望か回答したが、両者とも 5 事業者で、差がなかった。

国産材の合法性証明を得る理由についても 33 事業者から回答を得た(表 16)。森林法等の中国国内の法規を上げる事業者が最も多く (15 事業者、45%)、販売先からの要求 (12) がそれに続いた。販売先からの要求のほとんど (11) は海外の販売先からの要求であった。

表 15 輸入材の合法性証明を取得した理由 (複数回答可)

	森林法などの中国 国内法規	販売先からの要 求 (国内,国外)	海外市場でのマ ーケティング	その他の理由	回答事 業者数
第 1 期	15	10 (5,1)	8	2	33
第 2 期	5	5 (0,4)	8	0	18
合計	20	15(5,5)	16	2	51

表 16 国産材の合法性証明を取得した理由 (複数回答可)

	森林法などの中国 国内法規	販売先からの要 求 (国内, 国外)	海外市場でのマ ーケティング	その他の理由	回答事 業者数
第 1 期	1	1 (1,0)	0	0	2
第 2 期	14	11 (0,11)	6	0	31
合計	15	12 (1,11)	6	0	33

販売先の異なる事業者別でみると、特に輸入材において国内市場のみに販売している事業者では森林法などの国内法規を理由に挙げる事業者が多く、海外で販売している事業者では海外市場でのマーケティングを理由に挙げる事業者が多かった (表 17)。しかしその差は有意ではなく (カイ二乗検定、 $p < 0.05$)、国内市場のみで販売している事業者でも、販売先からの要求を挙げる事業者が少なくなき、また海外市場のみで販売している事業者でも、国内法規を理由に挙げる事業者が少なくなかった (表 18)。

表 17 輸入材の合法性証明を取得した理由（複数回答可）事業者の販売先別

	森林法などの 中国国内法規	販売先からの要求 (国内, 国外)	海外市場でのマ ーケティング	その他の 理由
国内市場	16	8	3	1
国内・海外市場	6	5	10	1
海外市場	3	2	3	0

表 18 国産材の合法性証明を取得した理由（複数回答可）事業者の販売先別

	森林法などの 中国国内法規	販売先からの要求 (国内, 国外)	海外市場でのマ ーケティング	その他の 理由
国内市場	2	1	0	0
国内・海外市場	9	8	5	0
海外市場	4	3	1	0

3.4.4. 合法性証明として調達先に要求している書類

輸入材の合法性証明として調達先に要求している書類の種類について 49 事業者から回答を得た（表 19）。ただしこの質問については、何を要求しているかではなく、実際に調達先から提供された書類の種類を回答した事業者も多かったと思われる。第 1 期、第 2 期ともに森林認証などの第三者証明が最も多く（合計 36 事業者）、伐採許可など伐採国政府からの公的書類（21 事業者）、契約書やインボイスなど調達先からの証明書（14 事業者）が続いた。

国産材の合法性証明として調達先に要求している書類の種類については 26 事業者から回答を得た（表 20）。回答は伐採許可など地方政府からの公的書類が最も多く（20 事業者）、契約書やインボイスなど調達先からの証明書（8 事業者）、森林認証などの第三者認証（7 事業者）が続いた。

表 19 輸入材の合法性証明として調達先に要求している書類（複数回答可）

	伐採国政府からの許可証	第三者認証	調達先からの証明書	調達先からの合法性宣言	提供なし	要求の必要はない	回答事業者
第1期	15	24	7	8	1	1	32
第2期	6	12	7	1	0		17
合計	21	36	14	9	1	1	49

表 20 国産材の合法性証明として調達先に要求している書類（複数回答可）

	政府からの許可証	第三者認証	調達先からの証明書	調達先からの合法性宣言	回答事業者
第1期	1	2	0	1	2
第2期	19	5	8	1	25
合計	20	7	8	2	26

3.4.5. 合法性証明を得る上での困難

輸入材の合法性証明を取得する上での困難について、45 事業者から回答を得た（表 21）。うち、17 事業者（38%）は特に困難はないと回答した。困難を挙げた事業者の中では、伐採国が合法性証明システムを持っていないまたは知らない（10 事業者）、調達先が伐採事業者ではない（8 事業者）などの回答を行った事業者が多かった。輸入材の調達方法（3.3.2 節）別で見ると、直接輸入を行っている事業者の方が、中国国内の他社から輸入材を調達している事業者よりも特に困難はないと回答する事業者の割合がやや高かった（それぞれ 35%、27%）（表 22）。より具体的には以下のような回答があった。

- ニュージーランドでは書類発行に時間がかかる。
- ガボンでは政府による執行能力が低く、手続きが効率的ではない。
- ロシアでは一般的に、ロットごとの書類ではなく、工場単位の証明書を発行してくる。
- ブラジル、チリ、ウルグアイに関し、新規取引先がこれまで輸出経験がないため、必要な書類一式を有していなかった。取引後でない入手できない書類も存在する。
- 必要な書類の取得のために賄賂を要求される国がある。

- カナダ材、ニュージーランド材、ドイツ材など、調達先の中国国内の流通事業者が合法性証明書類を持っていない。
- ニュージーランド産材を中国国内の輸入業者から調達しているが、全ての木材の合法性を証明できる輸入業者を見つけるのが難しく、価格プレミアムが必要。

国産材の合法性証明を得る上での困難についても、22 事業者から回答を得、8 事業者（36%）は特に困難はないと答えた（表 23）。一方、6 事業者はサプライチェーンが複雑または合法性証明を得る上での手続きが複雑な点を回答し、具体的には集材は中間業者によって行われるため、加工事業者が伐採者と直接接触するのは難しいとの説明があった。また 6 事業者は一部の調達先が合法性証明を持っていない点を回答し、具体的には農家の家屋周辺の林での伐採は伐採許可証の対象でないためとの説明があった。

表 21 輸入材の合法性証明を得る上での困難（複数回答可）

	特に困難はない	伐採国が合法性証明システムを持っていない／知らない	調達先が伐採事業者ではない	伐採国の能力不足、文書が非公開等	その他	回答事業者数
第 1 期	11	9	8	2	3	33
第 2 期	6	1	0	3	3	12
合計	17	10	8	5	6	45

表 22 輸入材の合法性証明を得る上での困難（複数回答可）調達方法別回答事業者数

	特に困難はない	伐採国が合法性証明システムを持っていない／知らない	調達先が伐採事業者ではない	伐採国の能力不足、文書が非公開等	その他	回答事業者数
直接輸入	13	7	4	5	3	37
中国国内の他社から調達	4	3	4	0	3	15
合計	17	10	8	5	6	51

表 23 国産材の合法性証明を得る上での困難（複数回答可）

	特に困難 はない	サプライチェーン が複雑、取得のた めの手続きが複雑	一部の調達先が 合法性証明を持 っていない	調達先から提供され る書類が販売先から の要求と異なる	回答 事業 者数
第1期	0	1			2
第2期	8	5	6	1	20
合計	8	6	6	1	22

3.4.6. 伐採時の合法性又は持続可能性を確保するために行っている措置

輸入材の伐採時の合法性又は持続可能性を確保するために行っている措置については 45 事業者から回答を得た（表 24）。もっとも回答事業者が多かったのはサプライチェーンの遡及が容易な調達先（事業者や国）の選択（28 事業者）で、自社による上流サプライヤー設立や、既存サプライヤーへの投資によるトレーサビリティ強化（18 事業者）、調達先の森林認証や合法性証明等の取得を支援（14 事業者）が続いた。またより具体的に、以下のような回答があった。

- ロシア、ウルグアイ、ガボン材について、調達先に金融取引証明の提出を求めるなど追加の書類審査、第三者機関による調達先のバックグラウンド調査、必要に応じた工場検査や試行的な取引等による調査を行い、問題がある場合は取引を解除する。
- 調達先を選定する場合、事業者の規模も勘案する。比較的規模の大きい外国企業は合法的に伐採された木材について適切な管理システムを有している。
- カメルーンやガボンでは合法性証明書類を取得することが困難であり、自社による森林管理に投資している。
- ニュージーランド産ラジアータパインの調達先（中国国内の輸入事業者）が FSC 認証を取得するために価格プレミアムを支払うこともいとわない。

国産材の伐採時の合法性又は持続可能性を確保するために行っている措置についても 21 事業者から回答を得た（表 25）。もっとも回答が多かったのはサプライチェーンの遡及が容易な調達先を選択すること（8 事業者）であった。

表 24 輸入材の伐採時の合法性又は持続可能性を確保するために行っている措置（複数回答可）

	調達先（事業者や国）を選択	サプライチェーンの遡及が容易な よるトレーサビリティ強化	自社による上流サプライヤー設立 や、既存サプライヤーへの投資に よるトレーサビリティ強化	ブロックチェーン技術等の導入に よるトレーサビリティ強化	調達先の森林認証、合法性証明等 の取得を支援	調達先の政府や業界団体と交渉し 合法性に関する書類を取得	調達先の政府や業界団体と交渉し 合法性に関する書類を取得	調達先に違法伐採由来の木材で はないことの保証を求める	調達先に違法伐採由来の木材で はないことの保証を求める	専門機関との情報交換	調達先に違法伐採由来の木材で はないことの保証を求める	その他	回答事業者数
第1期	21	17	2	10	7	4	12	1	32				
第2期	7	1	0	4	0	1	0	0	13				
合計	28	18	2	14	7	5	12	1	45				

その他：調達先に対するさらなる情報収集

表 25 国産材の伐採時の合法性又は持続可能性を確保するために行っている措置（複数回答可）

	調達先を選択	サプライチェーンの遡及が容易な よるトレーサビリティ強化	自社による上流サプライヤー設立 や、既存サプライヤーへの投資に よるトレーサビリティ強化	ブロックチェーン技術等の導入に よるトレーサビリティ強化	調達先の森林認証、合法性証明等 の取得を支援	調達先の政府や業界団体と交渉し 合法性に関する書類を取得	調達先の政府や業界団体と交渉し 合法性に関する書類を取得	調達先に違法伐採由来の木材で はないことの保証を求める	調達先に違法伐採由来の木材で はないことの保証を求める	専門機関との情報交換	調達先に違法伐採由来の木材で はないことの保証を求める	その他	回答事業者数
第1期	2	0	0	1	0	0	1		2				
第2期	5	4	0	2	0	5	0	4	19				
合計	8	4	0	3	0	5	1	4	21				

その他：海外には合法性証明のある木材のみを販売する

3.5. 販売時の合法性証明の提供

第1期では販売先から合法性関係の書類の提供についての要求があるかどうかについて質問したところ、35事業者が回答し、うち22事業者は要求がある、13事業者はないと回答した。ただし後者の中には要求がなくても販売先に提供している事業者が含まれていた。合法性関係の書類の提供についての要求があったと回答した22事業者のうち8事業者はFSC認証の提供の要求があると回答した。また要求がないと回答した13事業者の中でも3事業者はFSC認証を提供していると回答した。このことから少なくとも11事業者はFSC認証の情報を販売先へ提供していた。

一方、第2期では販売先に対し、（要求の有無に関わらず）どのような合法性証明書類を提供するかについて質問した（表26）。22事業者が回答し、10事業者は伐採国からの合法性証明、9事業者は調達先または自社の森林認証などの第三者証明を回答した。

表 26 販売先へ提供する合法性証明書類

	伐採国政府の許可証	調達先から提供された第三者証明	自社の第三者証明	自社の調達記録等	その他	回答事業者数
第2期	10	6	3	3	1	22

3.6. その他

3.6.1. 今後の見通し

第1期の事業者には、「今後、合法・持続可能な木材であることを証明するためにより多くの証明書類や手続きが必要と思うか？」と質問し、35事業者から回答を得た。このうち28事業者は「必要ではない」と回答し、7事業者は「必要である」と回答した。

第2期の事業者には、「今後、販売先から合法的・持続的に調達された木材であることを証明する書類をより多く要求されるようになると思いますか？」と質問し、37事業者から回答を得た。このうち34事業者は「なる」と回答し、3事業者は「分からない」、または「ならない」と回答した。

3.6.2. 合法性や持続可能性に対する顧客からの要求に対する意見

伐採の合法性や持続可能性に関する顧客からの問い合わせについて、69 事業者から意見を得た。基本的に全ての事業者が、顧客からの要求を「理解する」、「対応する」、「特に意見はない」等の回答を行った。より具体的には以下のような意見があった。

- 認証サプライヤーから調達している
- 伐採地まで遡って確認している
- 中国国内では特に、CITES で取引が禁止されている種かどうか強く注目されている
- 自社の経営管理にも役立っている

またその他の意見として、以下のようなものもあった。

- 顧客からのそのような問い合わせはまれである
- プロセスの簡素化、統一化が望ましい
- 中国が主導する合法性と持続可能性の基準を提唱する
- 海外市場における経営環境はストライキが頻発し、賄賂を要求されるなど劣悪な状況で意味がない

4. 考察

本調査では中国の木材関連事業者による合法性確認の現在の状況について明らかにすることができた。ただし調査方法において示したように、本調査はランダムサンプリングを行ったわけではなく、ヒアリングを受けるかどうかは事業者の任意であった。このため、回答を得た事業者は中国の一般的な木材関連事業者よりも合法性確認についての知見があり、自社の取組について自信がある事業者であったと思われる。また本調査は筆者自身が直接ヒアリングを行うのではなく、業界団体に依頼してヒアリングを行い、また証拠となる書類を確認したわけではない。このため、実態よりも事業者に有利な回答がなされた可能性がある。それにも関わらず、質問した 72 事業者中 70 事業者が「木材の合法性と持続可能性に関するデューデリジェンスシステムを持ち、顧客に関連情報を提供している」と回答し、また 66 事業者が合法性に関する情報を含んだ出入庫台帳を持っていると回答したこと、また第 2 期における調査で、輸入材、国産材共に全ての事業者が調達先に対して合法性に関する書類の提供を要求していること回答したことから、中国の多くの木材関連事業者にとって、その主要な市場や調達先如何によらず、合法性確認を自社が行わなければならないこととして認識されていると考えられた。約 10

年前に行われた徐ら（2014）の調査では、29%の事業者が環境に配慮した自社の調達方針を持ち、27%の事業者がサプライチェーン管理システムを構築していると回答していたことと比較すると、大きく進展していると言える。

中国においては主に EU 木材規則や米国レイシー法への対応、つまり欧米の販売先からの要望や欧米市場での販路拡大を目指して、調達する木材の合法性確認、合法性証明書類の収集が始まったと考えられる。このことから、Roe (2015)の示唆するように、国内市場で販売を行っている事業者と海外にも販売を行っている事業者で合法性確認を行っている程度が異なることが予想された。しかしながら本調査の結果では、合法性確認を行わなければならない理由として、森林法などの中国国内の法規を挙げる事業者が最も多く（輸入材を調達する事業者の 39%、国産材を調達する事業者の 45%）、また国内市場のみで販売を行っている事業者と海外にも販売を行っている事業者で、合法性証明書類を得た割合（全量又は一部）に大きな差はなかった（全量の割合はそれぞれ 53%、50%）ことから、本調査を行った 2022 年時点において、森林法などの中国国内の法規が中国の事業者に合法性確認を行わせている最大の要因となっていると考えられた。

また森林法第 65 条による違法伐採材の取り扱いの禁止は、中国国内における違法伐採のみを対象とするのか、海外における違法伐採も対象とするのか、明確ではなく、国産材と輸入材で合法性確認が行われている程度が異なることも予想していた。しかしながら前述のように合法性証明書類を得た割合は輸入材、国産材で大きな差はなく、輸入材、国産材共に森林法などの中国国内の法規が、合法性確認を行わなければならない理由として挙げる事業者が最も多かったことから、中国の木材関連事業者には輸入材の合法性確認も国産材の合法性確認と同様に行わなければならないこととして認識されていることが示された。

調達先に要求している（または取得した）合法性証明書類は、輸入材は森林認証などの第三者証明が多く、国産材では伐採許可など政府からの公的書類を挙げる事業者が多かったが、輸入材、国産材共に、半分以上の事業者は合法性証明書類の取得に困難を感じていた（困難はないと回答した事業者は輸入材の 38%、国産材の 36%）。輸入材については、伐採国が合法性証明システムを持っていない／知らないこと、調達先自身が伐採事業者ではないことなどを困難の理由として挙げる事業者が多かった。その対処としてはサプライチェーンの遡及が容易な調達先（事業者や国）の選択、サプライチェーンの上流への投資によるトレーサビリティ強化、調達先の森林認証や合法性証明等の取得支援等が挙げられた。

一方国産材については、サプライチェーンが複雑または合法性証明を得る上での手続きが複雑なこと、一部の調達先が合法性証明を持っていないことなどを困難の理由として挙げる事業

者が多かった。その対処としても、サプライチェーンの遡及が容易な調達先（事業者や国）の選択を挙げる事業者が最も多かった。

本調査の結果は、中国から木材・木材製品の輸入を行っている海外の事業者の合法性確認に対して、いくつかの示唆を与える。第一に中国の木材関連事業者の多くは、顧客からの要求の有無、合法性確認を行う際のメリット（マーケティングや利益）とは無関係に、改正森林法第65条などの中国国内の法規に従い、輸入材・国産材共に合法性確認を行わなければならない／合法性証明書類を得なければならない責務を自社が負っていると認識していることである。このため中国からの輸入事業者は、調達量や価格と関係なく、また原材料が第三国からの輸入材か中国国産材であるかに関わりなく、中国の調達先が合法性確認を行っていること／合法性証明書類を取得していることを期待できる。また調達先が改正森林法第65条に対応した合法性確認をどう行っているかを確認することで、追加的なコストを抑え、効率的に合法性確認を行うことが可能と考えられる。

一方で、現時点において、中国の木材関連事業者が、取り扱う木材の全てについて合法性を確認できている／合法性証明書類を取得できていると期待することはできない。輸入材、国産材ともに、調達している木材の全量について合法性証明書類を取得していると回答した事業者は回答を得た事業者の半分程度であり、合法性証明書類の取得に困難を感じていないと回答した事業者は4割以下に過ぎなかった。輸入材（特に中国国内の他社から調達している場合）、国産材とともに多くの中国の木材関連事業者は合法性証明の取得に困難を感じており、その解決のために調達先の変更、サプライチェーンの上流への投資などの努力を行っていた。中国からの木材・木材製品の輸入事業者は、調達先事業者の状況を把握し、必要であればその合法性確保の努力をサポートすることにより、合法性の確保された木材の持続的な調達が可能になると考えられる。

謝辞

本調査における質問票作成およびヒアリングの実施では中国木材・木材製品流通協会の全面的な協力を得た。心より感謝申し上げる。本レポートの分析、意見、その他内容の一切についての責任は著者に属する。

引用文献

- Cook, S., Weng, X., Li, M., Chen, J., Xu, B., Chen, Y., Zhang, J., Ren, P., Wang, L., Jones, X. H., & Mayers, J. (2018). Towards legal and sustainable investments by China in Africa's forests. <https://pubs.iied.org/pdfs/13600IIED.pdf>
- Environmental Investigation Agency. (2013). The Open Door: Japan's Continuing Failure to Prevent Imports of Illegal Russian Timber. <https://doi.org/10.4324/9781315132709-4>
- Environmental Investigation Agency. (2015). Organised Chaos -The illicit overland timber trade between Myanmar and China. <https://eia-international.org/report/appetite-for-destruction-chinas-trade-in-illegal-timber/>
- Environmental Investigation Agency. (2022). Poached Timber. <https://eia-international.org/report/appetite-for-destruction-chinas-trade-in-illegal-timber/>
- Lu, Z., Ganguly, I., & Eastin, I. (2014). Changes in Chinese wood-based exports to the U.S.: Post Lacey Act amendment. *The Forestry Chronicle*, 90, 660–665.
- Pillet, N., & Sawyer, M. (2015). EUTR: Plywood imported from China. https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/402325/Chinese_Plywood_Research_Report.pdf
- Roe, B. (2015). The Influence of Timber Legality Regulations on Chinese and Vietnamese Wood Products Manufacturers [University of Washington]. https://digital.lib.washington.edu/researchworks/bitstream/handle/1773/33936/Roe_washington_02500_15130.pdf?sequence=1&isAllowed=y
- Timber Trade Federation. (2020). Due Diligence on timber products imported from China. September, 1–14.
- 徐斌, 陈绍志, & 李岩. (2014). 中国企业应对国际合法林产品贸易需求现状调研分析. *林业经济问题*, 34, 187–192.

付属資料

付属資料 1 第 1 期の質問票

中国木材产业合法性调研

本次调研是国际热带木材组织 (ITTO) “中国、缅甸和越南可持续木材贸易合法性认定及最佳实践分析” 项目下执行的子项目。该项目的目标是确保日本和其他国家从中国进口木材和木制品具备合法性和可持续性依据。

本次调研旨在收集中国行业木材企业的良好实践，获取并提供相关产品符合合法性和可持续性的依据，将其与客户进行分享。本调研并不是为了评估在中国的特定公司是否遵守任何行为、法规和指导。本调研将严格保密，在未经特殊要求的情况下，本次调研的结果报告不会公布受访公司的具体名称。

本次调研得到了中国木材与木制品流通协会 (CTWPDA) 的支持。

基本信息 (截止到 2021 年)

1. 单位所在地，具体到城市 (总部及主要的采购加工点)
2. 公司类别
3. 成立时间
4. 注册资本
5. 员工人数
6. 涉及行业
7. 全年销售额 (所有业务) 为：
木材与木制品销售额为：
8. 加入的协会或其他社会团体是
9. 贵公司是否有木材合法性和持续性相关的尽职调查系统，并向客户提供相关信息？ 有专人/部门负责此事吗？

注：尽职系统包括以下内容：信息(资料、文件等)收集、风险评估和缓解措施。

10. 贵公司从哪些国家采购何种类型的木材、木制品和种类，采购量是多少？每个国家相对应的供应商数量为？

原料来源地		产品类别 (原木、锯材、胶合板、面板、木片、家具等)	采购量
Domestic Wood 国 产材	Which province? 来源省/ 直辖市/自治区		
	<input type="checkbox"/> Natural tree 天然林 <input type="checkbox"/> Planted tree 人工林		
Imported wood 进口木材	EU, UK 欧盟, 英国		
	USA, 美国		
	Canada 加拿大		
	Australia 澳大利亚		
	New Zealand 新西兰		
	Russia 俄罗斯		
	Ukraine, Belarus etc. 乌克兰, 白俄罗斯		
	Japan 日本		
	Thailand 泰国		
	VietNam 越南		
	Myanmar, Lao PDR, Cambodia 缅甸、老挝、柬埔寨		
	Indonesia, Malaysia 印 度尼西亚, 马来西亚		
PNG, Solomon Islands			

	巴布亚新几内亚、所罗门群岛		
	Brazil 巴西		
	Chile 智利		
	Other South American countries 其他南美国家		
	Nigeria, Gabon and other African countries 尼日利亚、加蓬和其他非洲国家		
	Other foreign countries 其他国家		
	Imported wood, but the harvested country is unknown 进口木材，但原产地未知		
	Unknown origin 来源不确定		

11. 贵公司木材和木制品的主要市场在哪里？产品类别是什么，对应的销售量是多少？

产品销售市场	产品类别	销量
EU, UK 欧盟，英国		
USA 美国		
Australia 澳大利亚		
Japan 日本		
Republic of Korea 韩国		
Philippine, VietNam, Malaysia, Thailand and other ASEAN countries		

菲律宾、越南、马来西亚、泰国等 东盟国家		
Middle East 中东		
Other countries 其它国家		
Domestic 本土 →The final products will be 最终产品销售地为 ◆ Consume in China 在中国消费 ◆ Partly or totally exported 部分或全部出口 ◆ Do not know 不知道		

采购木材与木制品时

如果贵公司采购进口木材和木制品→【转 12 题~19 题】

12. (接上题) 贵公司通过何种方式采购原材料? 根据产品来源和种类作答。

- ◆ 从贵公司海外子公司进口(特许权人、加工商等)
- ◆ 从海外公司进口(包含与其他国内公司的联合采购)
- ◆ 从中国其他公司采购【转 13 题】

13. 如贵司通过其他中国公司采购原料, 您是否了解该原料的进口商? 根据产品来源和种类作答。

- ◆ 是的, 我们了解进口商。
- ◆ 我们无法确认进口商的身份。【转 13a 题】

13a. 无法识别进口商的原因是什么？

- ◆ 供应商不愿意分享资源
- ◆ 供应链过长，供应环节太多
- ◆ 事务性因素导致信息不畅
- ◆ 其他原因

14. 您的供应商会向您提供证明木材与木制品原料采伐和加工的合法性/可持续性证明吗？根据产品来源和种类作答。

- ◆ 不，您的供应商没有【转到 15 题】。
- ◆ 是的，您的供应商有【转到 16 题】。

14a→所有木材或木制品

→部分木材与木制品

15. 您为何没有向供应商要求提供木材合法性/可持续性证明文件呢？

- ◆ 您的下游采购方不要求您提供木材与木制品的合法性/可持续性证明文件
- ◆ 您的下游采购方要求提供木材与木制品的合法性/可持续性证明文件，但认为即使没有相关文件，从事业务涉及非法采伐的风险也极其微小。
- ◆ 其他原因

16. 您要求供应商取得木材与木制品合法性/可持续性证明文件的原因是什么？

- ◆ 客户的要求。客户来自于国内/国外（请标注）？【转到 27 题】
- ◆ 《森林法》的规定等
- ◆ 中国林业行业相关指南

- ◆ 海外市场营销，如欧盟，美国，澳大利亚等，这些国家需要提供采伐时的合法性文件
- ◆ 其他原因

17. (接上题) 在下列选项中，贵公司向供应商索取何种证明文件来证明采伐时的合法性/可持续性（未参杂来源非法或不明的木材）？您如何核查相关文件？根据产品来源和种类作答。

- ◆ 采伐国政府颁发的合法性文件/或上游供应商提供的相关证明： 出口许可证，伐木许可证，合法性认证等；
- ◆ 第三方认证或上游供应商提供的相关证明：森林认证（FM, CoC; FSC, PEFC, CFCC, 等），合法性认证，CTWPDA 的木材合法性清单，尽职调查证明等；
- ◆ 采购流程文件纪要或上游公司提供的相关证明： 供应商清单等；
- ◆ 您的供应商出具的木材来源合法性声明；
- ◆ 我们向供应商要求提供证明文件，但供应商无法提供；
- ◆ 我们无法收集到一级供应商提供的任何合法性/可持续性证明文件, 即使通过中间的二三级采购商向一级供应商要求也是如此；
- ◆ 其它

18. 在获取上述证明文件中，您所面临的挑战和困难是？根据产品来源和种类作答。

- ◆ 采伐国尚未建立相应的制度或体系证明采伐合法性/我不了解是否存在这样的体系。
- ◆ 我所合作的出口公司不是种植和采伐公司，没有相关文件。
- ◆ 采伐国执行能力薄弱，文件发放无据可查，索求资金用途不明等。
- ◆ 其他原因

19. 当前，您采取了哪些措施确保进口木材与木制品的采伐时的合法性/可持续性？根据产品来源和种类作答。请尽可能详尽地回答本问题。

- ◆ 选择更容易追溯供应链的供应商或进口来源国（如源头供应商或采购渠道、方式多样化的供应商）
- ◆ 通过建立自己的上游供应商或投资现有供应商来加强可追溯性
- ◆ 通过引入区块链技术等技术加强可追溯性。
- ◆ 支持您的供应商获得森林认证，合法性认证等
- ◆ 与供应商所在国政府和行业协会协商，以获得合法性文件(如支持体系建设、能力建设等)。
- ◆ 要求您的供应商保证他们供应的木材和木材产品不是来自非法采伐。
- ◆ 加强与专业机构的交流:中国林科院科技信息所, 中国木材与木制品流通协会, 中国林产工业协会, 中国负责任林产品贸易与投资联盟等
- ◆ 其它

如果贵公司从中国采伐木材【转 20 题~25 题】

20. 在中国采伐木材时，您是否需要取得木材与木制品合法性/可持续性证明？根据产品来源和种类作答。

- ◆ 不，我们没有【转 21 题】。
- ◆ 是的，我们有【转 22 题】。

20a →所有的木材和木制品

→部分木材和木制品

21. 您未能获取合法性/可持续性证明文件的原因是？

- ◆ 您的下游采购方没有要求证明文件证明木材与木制品的采伐时的合法性/可持续性
- ◆ 您的下游采购方有要求资料（文件等）证明木材与木制品的合法性/可持续性，但认为即使没有相关文件，从业务涉及非法采伐的风险也极其微小。

◆ 其他原因

22. 为什么要求木材合法性/可持续性证明文件？

◆ 需求来自客户。客户来自于国内/国外（请标注）【转到 27 题】

◆ 《森林法》的规定等。

◆ 来自中国政府和行业团体的指南。

◆ 用于海外市场的销售，如欧盟、美国、澳大利亚等，这些国家需要合法性证明文件。

◆ 其它原因

23. （接上题）您认为下列选项中，哪些可以证明木材采伐的合法性/可持续性？您怎样检核这些资料？

◆ 政府颁发的伐木许可证

◆ 政府颁发的合法性认证。如有，您向县级或市级以上政府申请文件吗？合法性认证是针对产品还是工厂进行颁发？

◆ 供应商出入库台账

◆ 第三方森林认证(FSC、PEFC)或合法性验证(木材合法性验证等)

◆ 供应商提供的木材来源合法性声明

◆ 其它

24. （接上题）在证明文件获取及检核采伐时的合法性/可持续性中，您所面临的挑战和困难是？

如供应链过于复杂，由于交易类型不同导致信息中断等。

25. （接上题）当前，您采取了哪些措施确保中国国产材的来源合法性/可持续性？

我们理解有时很难从所有种植和收获常用木材或桉树的农民那里收集伐木许可证，因为它们太多了。因此，我们有兴趣了解中国的木材加工企业是如何解决这些挑战的。

- ◆ 我们不认为确保木材与木制品的合法性/可持续性是不必要的。
- ◆ 选择更容易追溯供应链的供应商（如源头供应商或采购渠道、方式多样化的供应商）
- ◆ 通过建立自己的上游供应商或投资现有供应商来加强可追溯性
- ◆ 通过引入区块链技术加强可追溯性。
- ◆ 支持您的供应商获得森林认证，合法性认证等
- ◆ 要求您的供应商保证他们供应的木材和木材产品不是来自非法采伐。
- ◆ 与外部专家进行信息交换，外部专家:中国林科院科技信息所, 中国木材与木制品流通协会，中国林产工业协会，中国负责任林产品贸易与投资联盟等
- ◆ 其它

在销售木材与木制品时

26. （接上题）在下列选项中，贵公司提供何种文件来证明木材来源合法性/可持续性（未参杂来源非法或不明的木材）？根据产品来源和种类作答。

- ◆ 采伐国政府颁发的合法性文件/或上游供应商提供的相关证明： 出口许可证，伐木许可证，合法性认证等；
- ◆ 第三方认证或上游供应商提供的相关证明：如森林认证（FM，CoC；FSC，PEFC，CFCS，等），合法性认证，尽职调查证明等；
- ◆ 贵公司自有森林认证 (CoC 认证)、中国木材合法性认定，中国木材与木制品流通协会的木材合法性清单、尽职调查证书等。
- ◆ 贵公司出具的木材来源合法性声明。
- ◆ 贵公司的采购流程文件纪要、供应商清单等。
- ◆ 其它

27. (接 16, 22 题) 在要求合法性/可持续性证明证明文件时, 您的客户会指定所需资料的类型吗? 如客户无具体要求, 您会建议提供何种类型的资料吗? 针对相关资料的诉求, 您的客户是支持态度吗? 如是, 采取的是什么行动呢(如财务支持、价格溢价等)?

其它

28. 中华人民共和国森林法(2019 年修订)要求木材行业建立出入库台账系统, 但目前森林法实施条例还未正式公布。请问贵公司是否建立了出入库台账? 它是否包括关于木材合法性的相关信息?

29. 您认为未来为了证明木材来源合法/可持续, 是否需要更多的证明文件或程序? 如果是, 原因是什么?

30. 对于客户针对采伐过程中对合法性和可持续性的询问, 您有什么看法?

31. 您是否同意对外公开受访信息及姓名? 或者, 您希望匿名, 只接受部分信息公开?

中国木材产业合法性调研

本次调研是国际热带木材组织(ITT0)“中国、缅甸和越南可持续木材贸易合法性认定及最佳实践分析”项目下执行的子项目。该项目的目标是确保日本和其他国家从中国进口木材和木制品具备合法性和可持续性依据。

本次调研旨在收集中国行业木材企业的良好实践，获取并提供相关产品符合合法性和可持续性的依据，将其与客户进行分享。本调研并不是为了评估在中国的特定公司是否遵守任何行为、法规和指导。本调研将严格保密，本次调研的结果报告不会公布受访公司的具体名称。

本次调研得到了中国木材与木制品流通协会(CTWPDA)的支持。

基本信息(截止到2021年)

32. 单位所在地，具体到城市(总部及主要的采购加工点)
33. 公司类别：国营企业/私营企业/个人独资、外国/国内资本
34. 成立时间
35. 注册资本
36. 员工人数
37. 涉及行业
38. 全年销售额(所有业务)为：
木材与木制品销售额为：
39. 加入的协会或其他社会团体是
40. 贵公司是否有木材合法性和持续性相关的尽职调查系统，并向客户提供相关信息？有专人/部门负责此事吗？

注：尽职系统包括以下内容：信息(资料、文件等)收集、风险评估和缓解措施。

41. 贵公司从哪些国家采购何种类型的木材、木制品和种类，采购量是多少？每个国家相对应的供应商数量为？

原料来源地 #: 受访者应明确指出原料来源地		产品类别 (原木、锯材、胶合板、面板、木片、家具等)	采购量
国产材	来源省/直辖市/自治区 天然林/人工林		
进口木材	欧盟/英国#		
	美国		
	加拿大		
	澳大利亚		
	新西兰		
	俄罗斯		
	乌克兰/白俄罗斯等#		
	日本		
	泰国		
	越南		
	缅甸/老挝/柬埔寨#		
	印度尼西亚/马来西亚#		
	巴布亚新几内亚/所罗门群岛#		
	巴西		
	智利		
	其他南美国家#		
	尼日利亚、加蓬和其他非洲国家#		
	其他国家#		
进口木材, 来源地未知			
来源不确定			

42. 贵公司木材和木制品的主要市场在哪里？ 产品类别是什么，对应的销售量是多少？

产品销售市场	产品类别	销量
#: 受访者应明确指出出口目的地		
欧盟/英国#		
美国		
澳大利亚		
日本		
韩国		
菲律宾/越南/马来西亚/泰国/其它 东盟国家#		
中东#		
其它国家#		
本土 →最终产品销售地为 ◆ 在中国消费 ◆ 部分或全部出口 ◆ 不知道		

采购木材与木制品时

如果贵公司采购进口木材和木制品→【转 12 题~19 题】

43. (接上题) 贵公司通过何种方式采购原材料？请针对原材料的来源和树种分别回答

- ◆ 从贵公司海外子公司进口(特许权人、加工商等)
- ◆ 从海外公司进口 (包含与其他国内公司的联合采购)
- ◆ 从中国其他公司采购【转 13 题】

44. 如贵司通过其他中国公司采购原料，您是否了解该原料的进口商？请针对原材料的来源和树种分别回答

- ◆ 是的，我们了解进口商。
- ◆ 我们无法确认进口商的身份。【转 13a 题】

13a. 无法识别进口商的原因是什么？

- ◆ 供应商不愿意分享资源
- ◆ 供应链过长，供应环节太多
- ◆ 事务性因素导致信息不畅
- ◆ 其他原因

45. 您是否要求您的供应商提供木材合法性/可持续性证明文件？

- ◆ 不，我们没有要求【转到 15 题】。
- ◆ 是，我们有要求，但我们的供应商没有提供【转到 16 题】。
- ◆ 是，我们有要求，我们的供应商有提供【转到 14a, 16 题】。

14a.

您的供应商能提供的是

- ◆ 提供所有木材或木制品的木材合法性证明
- ◆ 部分木材与木制品的合法性证明

46. 您为何没有向供应商要求提供木材合法性/可持续性证明文件呢？

- ◆ 您的下游采购方不要求您提供木材与木制品的合法性/可持续性证明文件
- ◆ 您的下游采购方要求提供木材与木制品的合法性/可持续性证明文件，但认为即使没有相关文件，从事业务涉及非法采伐的风险也极其微小。
- ◆ 其他原因

47. 您要求供应商取得木材与木制品合法性/可持续性证明文件的原因是什么？

- ◆ 客户的要求。客户来自于国内/国外（请标注）【转到 27 题】
- ◆ 《森林法》的规定等
- ◆ 中国林业行业相关指南
- ◆ 海外市场营销，如欧盟，美国，澳大利亚等，这些国家需要提供采伐时的合法性文件
- ◆ 其他原因

48. （接上题）在下列选项中，贵公司向供应商索取何种证明文件来证明采伐时的合法性/可持续性（未参杂来源非法或不明的木材）？您如何核查相关文件？针对相关资料的诉求，您的客户是支持态度吗？如是，采取的是什么行动呢(如财务支持、价格溢价等)？请针对原材料的来源和树种分别回答

- ◆ 采伐国政府颁发的合法性文件/或上游供应商提供的相关证明：出口许可证，伐木许可证，合法性认证等；
- ◆ 第三方认证或上游供应商提供的相关证明：森林认证（FM, CoC; FSC, PEFC, CFCC, 等），合法性认证，CTWPDA 的木材合法性清单，尽职调查证明等；
- ◆ 采购流程文件纪要或上游公司提供的相关证明：供应商清单等；
- ◆ 您的供应商出具的木材来源合法性声明；
- ◆ 我们向供应商要求提供证明文件，但供应商无法提供；
- ◆ 我们无法收集到一级供应商提供的任何合法性/可持续性证明文件,即使通过中间的二三级采购商向一级供应商要求也是如此；
- ◆ 其它

49. 在获取上述证明文件中，您所面临的挑战和困难是？请针对原材料的来源和树种分别回答

- ◆ 采伐国尚未建立相应的制度或体系证明采伐合法性/我不了解是否存在这样的体系。

- ◆ 我所合作的出口公司不是种植和采伐公司，没有相关文件。
- ◆ 采伐国执行能力薄弱，文件发放无据可查，索求资金用途不明等。
- ◆ 其他原因

50. 当前，您采取了哪些措施确保进口木材与木制品的采伐时的合法性/可持续性？请针对原材料的来源和树种尽可能详细地分别回答。

- ◆ 选择更容易追溯供应链的供应商或进口来源国（如源头供应商或采购渠道、方式多样化的供应商）
- ◆ 通过建立自己的上游供应商或投资现有供应商来加强可追溯性
- ◆ 通过引入区块链技术加强可追溯性。
- ◆ 支持您的供应商获得森林认证，合法性认证等
- ◆ 与供应商所在国政府和行业协会协商，以获得合法性文件(如支持体系建设、能力建设等)。
- ◆ 要求您的供应商保证他们供应的木材和木材产品不是来自非法采伐。
- ◆ 加强与专业机构的交流:中国林科院科技信息所, 中国木材与木制品流通协会，中国林产工业协会，中国负责任林产品贸易与投资联盟等
- ◆ 其它

如果贵公司从中国采伐木材【转 20 题~25 题】

51. 在中国采伐木材时，您是否要求取得木材与木制品合法性/可持续性证明？请针对原材料的来源和树种分别回答

- ◆ 不，我们没有要求【转 21 题】。
- ◆ 是的，我们有要求，但我们的供应商没有提供【转 22 题】。
- ◆ 是的，我们有要求，我们的供应商有提供【转 20a, 22 题】。

20a 您的供应商能提供的是

- ◆ 提供所有木材或木制品的木材合法性证明
- ◆ 部分木材与木制品的合法性证明

52. 您为何没有向供应商要求提供木材合法性/可持续性证明文件呢？

- ◆ 您的下游采购方没有要求证明文件证明木材与木制品的采伐时的合法性/可持续性
- ◆ 您的下游采购方有要求资料（文件等）证明木材与木制品的合法性/可持续性，但认为即使没有相关文件，从业务涉及非法采伐的风险也极其微小。
- ◆ 其他原因

53. 为什么要求木材合法性/可持续性证明文件？

- ◆ 需求来自客户。客户来自于国内/国外（请标注）【转到 27 题】
- ◆ 《森林法》的规定等。
- ◆ 来自中国政府和行业团体的指南。
- ◆ 用于海外市场的销售，如欧盟、美国、澳大利亚等，这些国家需要合法性证明文件。
- ◆ 其它原因

54. （接上题）您认为下列选项中，贵公司向供应商索取何种证明文件来证明采伐时的合法性/可持续性？您怎样检核这些资料？针对相关资料的诉求，您的客户是支持态度吗？如是，采取的是什么行动呢（如财务支持、价格溢价等）？

- ◆ 政府颁发的伐木许可证
- ◆ 政府颁发的合法性认证。如有，您向县级或市级以上政府申请文件吗？合法性认证是针对产品还是工厂进行颁发？
- ◆ 供应商出入库台账

- ◆ 第三方森林认证(FSC、PEFC)或合法性验证(木材合法性验证等)
- ◆ 供应商提供的木材来源合法性声明
- ◆ 其它

55. (接上题) 在获取中国国产木材的合法性认证文件和及检核采伐时的合法性/可持续性中, 您所面临的挑战和困难是? 如供应链过于复杂, 由于交易类型不同导致信息中断等。

56. (接上题) 当前, 您采取了哪些措施确保中国国产材的来源合法性/可持续性? 我们理解许多木材加工公司从大量的农民那里采购中国国产材, 并意识到从所有农民那里收集采伐许可证可能很困难。因此, 我们有兴趣了解中国的木材加工企业是如何解决这些挑战的。

- ◆ 我们不认为确保木材与木制品的合法性/可持续性是有必要的。
- ◆ 选择更容易追溯供应链的供应商(如源头供应商或采购渠道、方式多样化的供应商)
- ◆ 通过建立自己的上游供应商或投资现有供应商来加强可追溯性
- ◆ 通过引入区块链技术来加强可追溯性。
- ◆ 支持您的供应商获得森林认证, 合法性认证等
- ◆ 要求您的供应商保证他们供应的木材和木材产品不是来自非法采伐。
- ◆ 与外部专家进行信息交换, 外部专家:中国林科院科技信息所, 中国木材与木制品流通协会, 中国林产工业协会, 中国负责任林产品贸易与投资联盟等
- ◆ 其它

在销售木材与木制品时

57. (接上题) 在下列选项中, 贵公司向客户提供何种文件来证明木材来源合法性/可持续性(未参杂来源非法或不明的木材)? 请针对原材料的来源和树种分别回答

- ◆ 采伐国政府颁发的合法性文件/或上游供应商提供的相关证明： 出口许可证， 伐木许可证， 合法性认证等；
- ◆ 第三方认证或上游供应商提供的相关证明： 如森林认证 (FM, CoC; FSC, PEFC, CFCS, 等), 合法性认证, 尽职调查证明等；
- ◆ 贵公司自有森林认证 (CoC 认证)、 中国木材合法性认定, 中国木材与木制品流通协会的木材合法性清单、 尽职调查证书等。
- ◆ 贵公司出具的木材来源合法性声明。
- ◆ 贵公司的采购流程文件纪要、 供应商清单等。
- ◆ 其它

其它

58. 中华人民共和国森林法(2019年修订)要求木材行业建立出入库台账系统,但目前森林法实施条例还未正式公布。请问贵公司是否建立了出入库台账?它是否包括关于木材合法性的相关信息?

59. 您认为客户在未来会不会要求更多的文件来证明木材来源合法/可持续?如果是,原因是什么?

60. 对于客户针对采伐过程中对合法性和可持续性的询问,您有什么看法?

IGES 公益財団法人
地球環境戦略研究機関

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11

Email: iges@iges.or.jp

Website: <https://www.iges.or.jp/>

2023年8月